

昭和51年10月 5 日長野市条例第62号

○長野市スポーツ推進審議会条例

昭和51年10月 5 日長野市条例第62号

改正

平成23年12月20日条例第41号

平成27年 3 月27日条例第 4 号

長野市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、長野市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、地方スポーツ推進計画（スポーツ基本法第10条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画をいう。）その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、市職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成23年12月20日条例第41号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野市スポーツ振興審議会条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命された長野市スポーツ振興審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の長野市スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定により、長野市スポーツ推進審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条本文の規定にかかわらず、同日における旧条例第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命された長野市スポーツ振興審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

3 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成27年3月27日条例第4号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(長野市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の長野市スポーツ推進審議会条例（以下この項において「旧条例」という。）第3条第2項の規定により教育委員会から委嘱され、又は任命された長野市スポーツ推進審議会（以下この項において「審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、前項の規定による改正後の長野市スポーツ推進審議会条例（以下この項において「新条例」という。）第3条第2項の規定により、市長から審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条本文の規定にかかわらず、同日における旧条例第3条第2項の規定により教育委員会から委嘱され、又は任命された審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。